

東北紀行

Tohoku Travelogue

第 20 号 / 2017 年 6 月 / 編集：大浪健一（石巻専修大学）

慶長使節 400 年記念学術講演

サン・ファン号 真の出帆・造船の地を探る

石巻専修大学非常勤講師 遠藤 光行

『伊達治家記録』を根拠に船の出帆・造船の地は「石巻市月浦」が定説化されているが、海外史料が別の場所を出発点としていることや石巻市月浦が出帆適性地であることを裏付けている史料がないなど定説に違和感を抱いてきた。紙面の都合で詳細は省略するが、石巻市雄勝湾が「月の浦」と呼ばれていたとする伝承もあり、ここでの考証は出帆時の仙台領内に「つきのうら」と呼称される場所が「牡鹿郡月浦（現石巻市月浦）」と「雄勝浜月の浦（現雄勝湾）」の2か所が存在していたという前提で論を進める。

出帆地が定説化された有力な根拠として『伊達治家記録』の「牡鹿郡月浦ヨリ発ス」の記述が挙げられる。しかしながら、『伊達治家記録』は出帆の90年後に編纂された二次史料であり、出帆時に書かれた『真山記』は「遠島月浦」としているのである。一次史料の優位性からすれば本来の出帆地は「遠島月浦」であり、それを指摘した論文がある。

天理大学附属図書館司書の瀬川清人氏の「日本歴史」(平成20年2月号)に「慶長遣欧使節派遣時の再検討―『伊達治家記録』と『真山記』―」の論証である。原史料である『真山記』は「遠島月浦」としており、出帆比定地は「牡鹿郡月浦」と「雄勝浜月の浦」の2か所が該当することになり、「牡鹿郡月浦」と断定はできないと結論づけている。

ではなぜ『伊達治家記録』は「牡鹿郡月浦ヨリ発ス」と記載したのか、答えは『宮城縣史2・近世編』にあった。仙台藩は初期には中世以来の地名をそのまま踏襲し、寛永21年(1644)完了の「領内総検地」によって公式の行政区画が確立した。「遠島」は本来桃生郡と牡鹿郡の54浜で構成された領地で、域内には「つきのうら」と呼称される場所が2か所該当していたが、この検地を境に牡鹿郡に限定された領地を指す呼称となり「牡鹿郡月浦」のみの該当となった。したがって『伊達治家記録』編纂時(慶長18年・1713)の遠島域内に該当していたその場所が出帆地・「牡鹿郡月浦」と断定されたと考える。こうした経緯からすれ

JITR(Japan Institute of Tourism Research)-Tohoku ば、『伊達治家記録』のみを根拠に出帆地を断定することはできず、他の史料での裏付けが必要と考える。

仙台藩は派遣事業の事前調査を独自では実施していないので、出帆2年前(慶長16年・1611)にスペイン人ビスカイノが実施した三陸沿岸調査に相乗りしたと考える。この調査結果は「金銀島探検報告」として掲載されているので、『仙台市史・特別編8』により2つの「つきのうら」の調査結果を比較してみる。ビスカイノ一行は、小竹浜を「あらゆる風を避けて、1,000トンの船も碇泊できる良港である」と評したあと月浦に移動し「小竹浜と同じくらの良港」と評しているが、それ以上の調査はしていない。一方「雄勝浜」では詳しい調査をし、「世界中でも最良の港」であり「私たちの望んでいる目的のために、きわめて適した港である」と高く評価している。事前調査で出帆条件を高く評価されたのは「雄勝浜月の浦」であり、「牡鹿郡月浦」の裏付け史料はないといえるのである。

次に、「つきのうら」の場所を明示している海外史料がある。アンジェリスの「第二蝦夷報告挿図」(1621年)と呼ばれる地図だが、この地図はなぜか出帆地の検証史料から外されてきたが、きわめて信ぴょう性の高い一次史料と考える。地図が作成されたのは慶長使節一行が帰国した翌年(元和7年・1621)であり、この航路線は当事者しか知り得ない情報といえるので、使節の主要人物から入手した確かな情報をもとに作成されていると考える。地図を作製したアンジェリスと船に便乗したイバニェス神父が出帆



アンジェリスの地図の一部を拡大したもの



グーグル地図の一部を転載

地を「月浦」と証言しているので出発地は「ツキノウラ」で間違いはない。

地図から「ツキノウラ」の場所を特定してみる。目印になる「金華山」は明確なので、それぞれの島の位置関係からスタート点は「女川町出島(いづしま)」と特定できる。現在の地図を並べて「牡鹿郡月浦」から出帆した場合

と「雄勝浜月の浦」から出帆した場合の推定航路線を描き入れてみる。「牡鹿郡月浦」からの航路は島の内回りと外回りの2つのコースが推定できるがいずれも金華山の南を通過するので、アンジェリスの航路線とはまったく接点を持たない。もう一方の「雄勝浜月の浦」から出帆した場合の航路線は、雄勝湾を進んだあと出島付近で東に針路を変えて太平洋に出ていく航路となるので、アンジェリスの航路線と合致する。

アンジェリスの地図は海外に送付された史料で為政者の思惑が作用していないことを勘案すると信ぴょう性は高いといえる。出発地「ツキノウラ」とは「雄勝浜月の浦」であるとの確証は高く、『真山記』にある本来の出帆地「遠島月浦」とは「雄勝浜月の浦」だったと断定できる。

しかしながら史学界は「雄勝浜月の浦」の存在に注目せず、取り上げてこなかった。なぜ、「雄勝浜月の浦」が存在せず、『伊達治家記録』は出帆地を「牡鹿郡月浦」としてきたのか……。そこには仙台藩が疑惑を払拭するための隠ぺい工作があったと推察する。正保2年(1645)に仙台藩が幕府に提出した「奥州仙台藩領国絵図」の雄勝湾に事実と真逆の「遠浅根在獵船之外不入」(地図の掲載は省略)との書き込みがされている。ビスカイノが「世界中でも最良」と太鼓判を押した良港に、藩はなぜ「遠浅で岩礁があり、小さな獵船しか出入りできない(意識)」と書き込んだのか。同じ国絵図の「牡鹿郡月浦」を含む湾の良好な書き込みと比較すると、明らかに「雄勝浜月の浦」がねつ造されていることが分かる。そこから大船が出帆した事実を隠すための隠ぺい工作としか考えられず、他に説明できる理由は思い当たらない。支倉常長が帰国し、政宗が意図した「貿易の交渉や宣教師の派遣」さらには「謀略の画策」までもがとん挫した時点で、仙台藩は藩の存続のために疑惑を払しょくする必要があった。その一連の疑惑隠しの過程で仙台藩は造船・出帆に関わる場所や記録類の隠ぺいも必要になり、本来の出帆地を「牡鹿郡月浦」にすり替え、造船・出帆の現場である「雄勝浜月の浦(雄勝湾)」には事実と真逆の書き込みをすることで存在を抹消したものと考える。結論として、本来の出帆地は『真山記』が記した「遠島月浦」であり、その場所は「雄勝浜月の浦(現雄勝湾)」だったと断定する。

次に造船地であるが、造船地についての史料はなく、これまで「石巻市月浦説」と「雄勝町呉壺(くれつぼ)説」で論争が展開されてきたところに、近年須藤光興氏の提唱で新たに「雄勝町船戸説」が追加された。ここでは掲載を省略するが、これら三箇所を客観的に検証するために航空

写真で広さを含めた地理的環境を比較してみる。グーグルの地形写真からそれぞれの造船比定地を同程度の縮尺で切り取り、縮尺を同じにした展示中の船の影を貼り付けて比較してみる。(石巻市月浦については、かつての砂浜だった場所とその延長の平地を仮に比定してみた。)

その結果、「石巻市月浦」は奥行きのない地形で広さも不足し、きわめて厳しい環境であることが分かる。次の段階として、須藤光興氏が提唱した造船条件で比較検証をするが、石巻市月浦は場所が特定されていないことと、出帆地でなければ造船地としての蓋然性がなくなることから比較検証から除外することとする。

「雄勝浜」が真の出帆地であることから「雄勝町呉壺」も「雄勝町船戸」も造船地としての可能性は同等であり、条件比較をすることで優位性を指摘できると考える。ここでは紙面の都合で比較表は省略するが、呉壺の地理的弱点は、広さの不足・掘り下げ可能な地面の深さの懸念・川の水量不足の3点である。奥の山中にある段々の平場が作業員の宿舎として利用可能であるなど、広さの弱点は補えるものの、掘り下げ可能な地面の深さと川の水量の確保については懸念材料といえる。一方、船戸の地理的弱点は造船地の目の前の海の深さである。湾の奥に位置する大きな川の河口付近では土砂の堆積物も多くなり、どうしても水深の確保が厳しい。須藤氏は造船条件として8つの条件を挙げているが、私はさらに「口伝の存在」と「造船に結びつく痕跡の存在」の2つを加えるべきと考える。これだけ大きな事業にはそれにまつわる口伝や痕跡が残っていないはずはないと考えるからである。この2つの条件は呉壺にはあてはまるが、残念ながら船戸には当てはまらない。さらに、平成27年以降の現地調査において、鉄滓や焼けた石、段々状の平場の確認などが続き徐々に造船に結びつく可能性が高まり8割の確率で呉壺での造船を支持する。

結論として、『伊達治家記録』に記載の「牡鹿郡月浦」は仙台藩によってすり替えられた場所としての可能性が高く、『真山記』の「遠島月浦」があくまでも本来の出帆地であると考えられる。その場所はビスカイノが「世界中でも最良」と評価し、アンジェリスが「ツキノウラ」と呼んでいた「雄勝浜月の浦(現雄勝湾)」であると断定する。また造船地については、多少懸念される条件項目はあるものの口伝や痕跡で圧倒する「雄勝町呉壺」を8割の確率で支持する。以上、サン・ファン号は「雄勝浜呉壺」で造られ、「雄勝浜月の浦(現雄勝湾)」から出帆したと結論づける。

*2017年6月25日の仙台市講演の要約。